

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達について
（韓国向けの輸出管理制度の見直し）

1. 背景・概要

今般、輸出貿易管理令の改正により大韓民国が同政令別表 3 の国・地域に追加されることとなった。それに伴い、本通達では、「リ地域」を廃止し、大韓民国を「い地域①」に追加することとする改正を行う。

2. スケジュール

令和 5 年 7 月 2 1 日（金）より適用を開始。

3. 改正の対象

- ・「輸出貿易管理令の運用について」
（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け 6 2 貿局第 3 2 2 号・輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）
- ・「外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び外国為替令第 1 7 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」
（平成 4 年 1 2 月 2 1 日付け 4 貿局第 4 9 2 号・輸出注意事項 2 0 2 2 第 2 4 号）
- ・「包括許可取扱要領」
（平成 1 7 年 2 月 2 5 日付け平成 1 7 ・ 0 2 ・ 2 3 貿局第 1 号・輸出注意事項 1 7 第 7 号）
- ・「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」
（平成 2 4 年 4 月 2 日付け平成 2 4 ・ 0 3 ・ 2 3 貿局第 1 号・輸出注意事項 2 4 第 1 8 号）

（以上）